

令和4年第10回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年10月25日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年10月25日 午後2時51分							
閉 会	令和4年10月25日 午後3時42分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	欠席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人			加藤 豊 ・ 大賀 文吉					
議事参与			板倉 秀行 ・ 高萩 祐哉					
書 記			下山 優美					

会議事件名

- 議案第38号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第39号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第40号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第41号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について

顛末

開会 午後2時51分

【会長代理】 これより、令和4年第10回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正はございません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号7番 加藤 豊 委員・番号9番 大賀 文吉 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第38号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第38号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 1件 3筆

番号33

受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1185日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は266.53アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約100メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【矢部 英利 農業委員】</p>	<p>番号33について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、果樹を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【金子 昇 推進委員】</p>	<p>番号33について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第38号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第39号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。 議案第39号 農地法第5条の規定による転用許可申請 賃借権の設定 1件 6筆 使用貸借権の設定 2件 18筆 番号46 受人は、現在市外の借家に夫婦2人で暮らしています。現在の住宅では手狭と</p>

	<p>なったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を夫の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【大賀 文吉 農業委員】	<p>番号４６について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【渡邊 仁 推進委員】	<p>番号４６について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築することですが、隣接農地との境界にはコンクリート土留が設置してあり、またマウントアップを行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号４７について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号４７ 受入は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル５２０枚を設置し、発電の規模は２１３．２kwの設備を計画しております。なお、経済産業省の設</p>

	備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号47について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号47について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するということですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。申請地には自社で年4回以上の除草計画をしています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号48について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号48 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。

	ります。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号４８について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は９ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【木暮 剛 推進委員】	番号４８について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、農地所有適格法人である〇〇〇〇〇が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３９号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３９号について原案のとおり

	許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第40号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号8について、小林良浩農業委員より議案説明をお願いします。
【小林良浩 農業委員】	番号8 この件につきまして、令和4年10月18日に事務局とともに調査したところ、番号8について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第40号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第40号について原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第41号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第41号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域制度に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課から説明をお願いいたします。

<p>【農政課職員】</p>	<p>農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受け付けており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。</p> <p>番号3について説明します。</p> <p>事業計画者は、現在市内で産業廃棄物処理業を営んでいます。経営規模拡大に伴い、新たに駐車場及び資材置場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には駐車場及び資材置場を設置するということですが、隣接農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p>番号4について説明します。</p> <p>事業計画者は、現在市外の借家に夫婦で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の義父の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p>以上のことについて、先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第41号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

【一同】	(全員挙手)																								
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第41号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和4年9月13日～令和4年10月11日受付分 農地法第3条第1項第13号の規定による届出</p> <table border="0"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>2件</td> <td>12筆</td> <td>14,440㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>2件</td> <td>2筆</td> <td>257㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>15件</td> <td>25筆</td> <td>6,392.57㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>186㎡</td> </tr> <tr> <td>農業用倉庫に係る届出</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>142.03㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>21件</td> <td>41筆</td> <td>21,417.60㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>次に、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の取下げについて、事務局より報告をお願いいたします。</p>	所有権の移転	2件	12筆	14,440㎡		2件	2筆	257㎡	所有権の移転	15件	25筆	6,392.57㎡	使用貸借権の設定	1件	1筆	186㎡	農業用倉庫に係る届出	1件	1筆	142.03㎡	合計届出件数	21件	41筆	21,417.60㎡
所有権の移転	2件	12筆	14,440㎡																						
	2件	2筆	257㎡																						
所有権の移転	15件	25筆	6,392.57㎡																						
使用貸借権の設定	1件	1筆	186㎡																						
農業用倉庫に係る届出	1件	1筆	142.03㎡																						
合計届出件数	21件	41筆	21,417.60㎡																						
【事務局】	<p>農地法第5条の規定による農地転用許可申請の取下げについて、1件の報告をいたします。</p> <p>議案書8ページの下欄をご覧ください。</p> <p>この件につきましては、令和4年8月10日に農地法第5条の規定による農地転用許可申請がありましたが、その後、計画内容に変更があったため、令和4年9月16日付けで取下申請が提出され、受理しました。</p>																								
【議長】	<p>何かご質問はございませんか。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員又は推進委員の方から何かありますか。</p> <p>最後に事務局から何かありますか。</p>																								
【事務局】	<p>・農地パトロールについて（御礼）</p>																								

- ・農業経営及び農地利用状況に関する調査について
- ・活動記録簿の提出について

【会長代理】

これをもちまして、令和4年第10回定例会を閉会いたします。
なお、次回の定例会は令和4年11月25日（金）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後3時42分